

水俣病補償の行くえ

(下)

水俣病補償処理委員会は二十九日百間の現地調査を終えた。随行のシュールではあったが、一行は「真実感がわいた」と語った。患者

「満足しない場合、改めて再審訴訟に持ち込めるのか」とたじたようだし、記者会見でもこの「訴訟」問題がひとつの焦点とな

らに正しく、どちらが不正であるが、当人同士の自由契約を重視する法秩序から、実質的に訴訟はな

しいと市を通じて申し込んだらしいが、市当局は「懇談会を妨害することではなれば」との恐れから、これを断わった。

“不満足な結論”に不安

まずかった訴訟派の排除

処理委の問題点

うこと語っているように、それはそれなりの効果があったと見るべきであらう。

これに対し千種議長は「処理委は民事訴訟法に基づいた機関ではない。裁判とは違う。かね合いを考えず独自の判断を示す」と述べた。

もしそうであれば、不満が出た場合、確約書の効力について法廷で争うことにもなり、問題はさらに複雑化することも考えられよう。

たのではないか。それが訴訟派に門戸を開いているとの印象を与え、ることになったのではないかと、の批判も出ていた。

処理委は今後、三日間の調査をもとに本格的な補償基準を組む立て、年内にも結論を出すことにな

「裁判は両者の意見を聞いて勝敗を決め、さらに不満なら再訴する」といふことになる。処理委は、ま

もうひとつの問題は処理委の職に頼まれて調停をする機関であるが訴訟派を全く排除した形で行

だろ。が、いくら「裁判」とのかけ合いを考えず、独自の判断を示す」といっても、処理委の決定は、地調査にやってくる」と語っている。被害者のあらゆる意見を聞い



処理委と患者互助会との懇談会(28日)

問でも、ある委員が千種議長に直

「裁判は両者の意見を聞いて勝敗を決め、さらに不満なら再訴する」といふことになる。処理委は、ま

もうひとつの問題は処理委の職に頼まれて調停をする機関であるが訴訟派を全く排除した形で行

い。そうした意味からも、もう少しで妥協な解決に導いてほしいもの